

学校評価の手びき

教育の改善に生かす
学校評価

Guidance for School Evaluation



奈良県教育委員会

はじめに

現在、わが国では、学習指導要領にかかる学力観、評価観に対する論議の高まりなど、多くの国民が教育に関心を寄せています。

本県では現在、平成15年6月に出した県立高校再編計画に基づき、「特色ある学校づくり」「魅力ある学校づくり」「活力ある学校づくり」を進めています。この取組を円滑に進めるために、学校が家庭や地域と連携して、学校運営を見直し改善していくことが必要です。

中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」(平成10年9月)においても、「今後、より一層地域に開かれた学校づくりを推進するためには、学校が保護者や地域住民の意向を把握し、反映するとともに、その協力を得て学校運営が行われるような仕組みを設けることが必要」と述べています。

また、文部科学省は、平成14年3月末に、小学校中学校高等学校の設置基準の制定等に関する通知を出し、学校における自己評価と情報の積極的な提供を求めています。さらに、各学校がそれぞれの教育課題にどう取り組み、どの程度の成果を上げたかを的確に自己点検自己評価し、その結果を公表するとともに、学校評議員制度等を活用するなど、外部評価を基にして学校の自己点検・自己評価の信頼性や客観性を高めていくことを求めています。

こうした中、本県では、平成15年3月に「奈良県教育懇談会」が、「学校の目標達成にかかる自己評価とその公表」並びに「外部評価の活用及び地域連携の推進」について提言しました。

県教育委員会としては平成14年度に、各学校の学校評価システムを構築し、それを効果的に運用していく方法について研究していくため、文部科学省の研究指定を受け調査研究会議を立ち上げました。さらに、平成15年度からは「教育懇談会」の提言を受け、県立登美ヶ丘高等学校を学校評価に関する調査研究学校として指定し、具体的方策等の検討を行ってきました。この調査研究では、次の3点について取り組みました。

- ① 自己評価表、外部評価のための評価表の作成等、評価の方法及び評価規準の研究開発
- ② 学校評価のための体制づくり及び年間評価計画の作成
- ③ 評価結果の公表及び説明の在り方の研究

この『手びき』は、この調査研究の成果を踏まえ、学校評価を有効かつ円滑に実施できるよう、評価の領域や項目の設定等、具体的な方法や内容を示しています。

各学校においては、この『手びき』を十分に活用し、様々な観点から、積極的に自己評価や外部評価による学校評価を進め、その評価結果を基に、各学校の教育活動を一層改善されるよう期待しています。

平成16年12月

奈良県教育委員会
教育長 矢和多 忠一

目 次

はじめに

I 学校評価の必要性

1 「特色と魅力と活力ある学校づくり」	1
2 「学校の自主性・自律性と経営責任の明確化」	1
3 「開かれた学校づくり」	1

II 学校評価の基本的な考え方

1 学校評価の目的	3
2 学校評価の対象領域	3
3 学校評価の評価者	4
4 評価項目の重点化	5
5 目標等の数値化	5
6 評価結果の活用	7
7 学校の教育活動と学校評価の一体化	8

III 学校評価の公表について

1 情報提供の考え方	9
2 学校評価の公表について	9

IV 学校評価の進め方

1 共通理解	11
2 校内体制の確立	11
3 評価項目の設定	12
4 評価方法	13
5 年間評価計画の作成	14

V 評価項目

1 校長・教職員用の評価項目（共通項目）	15
2 外部評価の評価項目（例）	17
3 児童生徒による評価項目（例）	17

VI 学校評価表（様式）

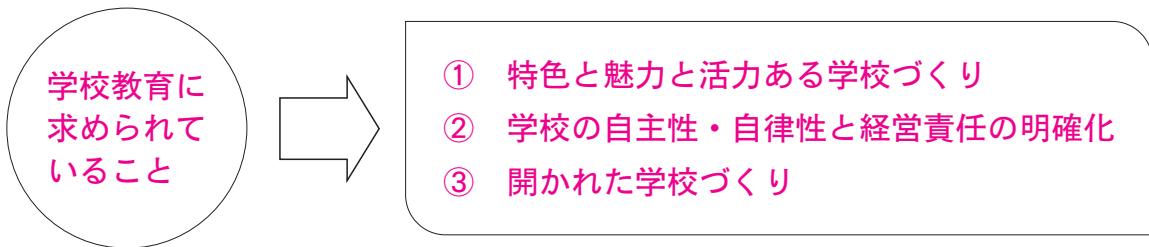
様式1 校長用	18
様式2 教職員用	19
様式3 外部評価用	20
様式4 児童生徒用	20

VII 資 料

1 学校評価をめぐる動き	21
2 学校評価 総括表（様式例）	26

I 学校評価の必要性

学校評価が求められている背景



1 「特色と魅力と活力ある学校づくり」

社会の多様化に対応し、学校教育において、一人一人の児童生徒（以下「児童生徒」といいます。）の個性や可能性を伸ばし、豊かな人間性や自ら学び自ら考える力などの「生きる力」を育成することが求められています。

また、学習指導要領で「総合的な学習の時間」が創設されるとともに、学習の選択幅が拡大されるなど、教育活動における学校の裁量権が拡大されています。各学校においては、児童生徒や地域等の実情を踏まえつつ創意工夫ある教育活動を展開することによって、特色と魅力と活力ある学校づくりが進められているところです。

これからは、各学校が児童生徒や保護者の期待と信頼に応えることができるよう、自己点検・自己評価や外部評価を通して、更に特色と魅力と活力のある学校づくりを推進し、教育活動の質的向上を図る必要があります。

2 「学校の自主性・自律性と経営責任の明確化」

学校教育が十分に機能するためには、教育委員会と学校との基本的な関係を踏まながらも、各学校がそれぞれの教育理念や教育方針に基づき、児童生徒、学校、地域の実情等に応じた特色ある教育課程の編成を行うなど、自主的・自律的な学校経営を行うことが大切です。

学校の自主性・自律性を確保することは、一方で、学校がその経営に責任を負う部分がそれだけ増大することを意味しています。

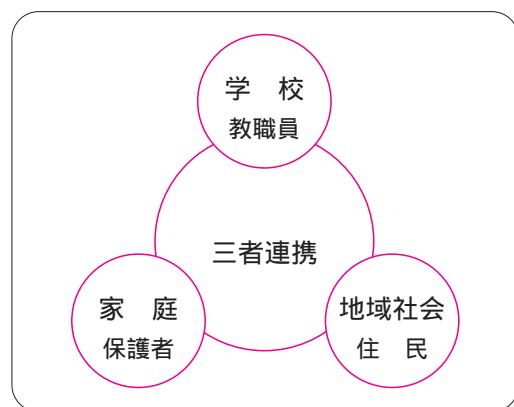
各学校が、児童生徒の学習状況や教育課程の実施状況等について自己点検・自己評価や外部評価を適切に実施し、それに基づき、学校の教育課程や指導計画、指導方法等について、絶えず見直しを行い改善を図ることは、学校の責務であり、極めて重要な課題と言えます。

3 「開かれた学校づくり」

学校が、保護者や地域社会の期待と信頼に応えていくためには、学校、家庭、地域社会の三者が連携協力を図り、開かれた学校づくりを進めていく必要があります。

そのためには、まず学校が自己点検・自己評価を行い、その教育活動の改善を図るとともに、今、学校が何に取り組んでいるのか、何が課題になっているのか等について、評価結果を含めた様々な情報を公開することが大切です。

また、保護者や地域社会の学校に対する意見や要望を聴取し、それらを学校経営に反映していくことが求められています。



家庭・地域社会との密接な連携の下で学校経営を進め、学校の説明責任（アカウンタビリティ）を果たしていくことが大切です。

Q 1 学校評価の取組について、他の都道府県の状況はどうなっていますか。

【A 1】

学校評価については、全国的に取組が進められており、文部科学省が昨年実施した調査によると、平成 15 年度に自己評価を実施した公立学校は、41,335 校（94.6%）、外部評価を実施した公立学校は 28,019 校（64.1%）となっています。学校種別の実施率をみると、自己評価については、幼稚園が 76.7%、小学校が 98.5%、中学校が 98.4%、高等学校が 86.7%、障害児教育諸学校が 90.3% となっており、外部評価については、幼稚園が 30.3%、小学校が 71.6%、中学校が 69.1%、高等学校が 55.9%、障害児教育諸学校が 59.9% となっています。北海道や和歌山県などでは、すべての公立学校で自己評価を実施しています。

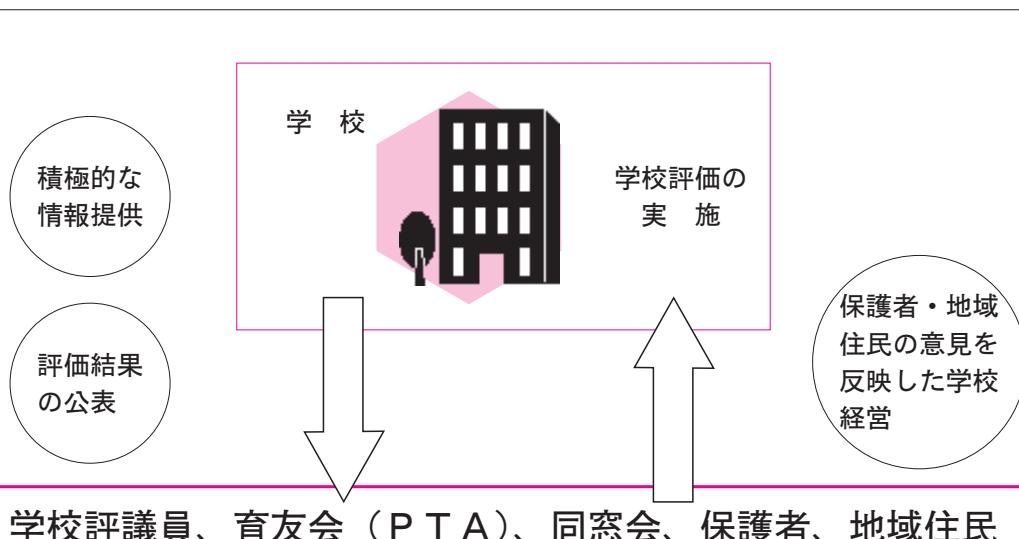
また、諸外国においても、学校の裁量権を拡大するとともに、保護者や地域住民の学校経営への参加、学校の経営に関する結果等についての説明責任（アカウンタビリティ）が重視されています。

Q 2 学校評議員制度について、他の都道府県の状況はどうなっていますか。

【A 1】

平成 12 年 1 月の学校教育法施行規則の改正により、地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置付けるものとして学校評議員制度が導入され、平成 12 年 4 月から実施されています。文部科学省の調査では、平成 15 年度において、全国の公立の学校のうち、72.0%が学校評議員（類似制度を含む）を設置しており、設置を検討している公立の学校は 9.5% となっています。

学校種別でみると、幼稚園で 23.9%、小学校で 77.2%、中学校で 78.6%、高等学校で 86.9%、障害児教育諸学校で 85.2% の学校が、学校評議員を設置しています。



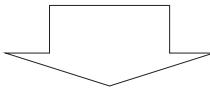
II 学校評価の基本的な考え方

学校の教育目標に基づき、評価内容、評価場面、評価方法を明確にして学校評価を実施しましょう。

●これまでの学校評価の問題点

- ・年度末の形式的な評価になって、次年度の改善に十分に生かせていない。
- ・学校の重点目標が明確にされていない。また、目標の実現状況を評価する手段が適切ではない。
- ・保護者や地域住民に対し評価結果の公表が行われないため、学校評価が学校内の教職員だけのものになっており、評価の信頼性・客観性が十分に確保されていない。
- ・学校評価がシステム化されておらず、評価の目的や対象、場面や方法等が明確でない。

●これからの中の学校評価の視点



改 善

- ① 学校評価の意義を十分に理解し、学校の教育活動の改善に役立つ評価とする。
- ② 学校の特色や創意工夫、取組の重点にポイントを絞って、具体的な目標を設定する。
- ③ 保護者や地域住民の意見や期待を反映したり、学校評価の信頼性・客観性を確保したりできるよう、積極的に外部評価を取り入れる。
- ④ 評価の目標や対象、場面や方法等を明確にして、学校評価システムを確立する。

1 学校評価の目的

学校は、教育目標の実現のために教育活動を不斷に見直し、その成果や課題を明らかにし、それに基づいて学校経営の改善・充実を図らねばなりません。

したがって、校内の学校評価システムを整えて効果的な学校評価を行うことは、学校のすぐれた点を明らかにし、それぞれの教育活動を見直す重要な契機となります。

2 学校評価の対象領域

教育目標の実現状況を把握する学校評価は、教育課程の編成とその実施状況のみならず、教育目標の実現のために行われている教育活動のプロセスや成果、さらにそれを支える学校の管理運営に関する評価等、学校が行う活動全般が評価の対象領域となります。

●学校評価の対象領域（評価項目例）

- ① 学校経営 … 教育目標・重点目標、教育計画、教育課程（カリキュラム編成）、教職員の姿勢・意識、組織運営・校務分掌
- ② 教育活動 … 学習指導等（授業日数・授業時数、週時程・時間割等）、学級経営、特別活動（ホームルーム（学級）活動、生徒（児童）会活動、部活動、学校行事）、生徒指導・教育相談、進路指導・キャリア教育、人権教育の推進
- ③ その他 … 保健・安全管理、教職員の研究・研修、施設・設備の管理、情報公開・文書管理、家庭・地域社会・他校種・関係機関等との連携等

3 学校評価の評価者

(1) 校長、教職員

校長、教職員個々による責任ある自己点検・自己評価を行うことがまず必要です。このことにより、教職員自らの資質・指導力が向上したり専門職としての意識が高まったりします。

Q 3 学校の自己評価の実施者はだれですか。

【A 3】

最終的な評価の実施者は校長です。しかし、学校評価システムを活用し、学校教育の質の改善を進めるためには、全教職員の共通理解や連携・協力、意識改革が不可欠です。

そのため、校長は評価の過程で、できるだけ多くの教職員から意見を聴取し、的確な評価を行うことが求められます。

(2) 外部評価者

自己点検・自己評価の客観性・信頼性を高めるためには、アンケートや意識調査、評価表への記入などの方法により、学校外からの様々な評価を得ることが大切です。

外部評価者としては、学校が学校評議員、育友会（P T A）役員、保護者、同窓会役員、地域住民等から評価者を選ぶ場合と、教育委員会が評価者を選ぶ場合があります。

また、学校や教育委員会が評価者を特定しないで、ホームページ上に教育情報を掲載し、パブリックコメントを求める場合もあります。

Q 4 保護者等からの意見はどのような方法で聴取するのですか。

【A 4】

保護者会や、長期休業日の前等に実施される三者懇談といった小規模な会合の場を活用したり、アンケートにより意見を聴取することも考えられます。

また、インターネット等による意見聴取など多面的な方法を活用することも考えられます。

Q 5 学校の自己点検・自己評価と学校評議員制度や外部評価との関係は、どうなるのですか。

【A 5】

学校評価は、学校が明確な教育目標に基づいて教育活動等を実施し、目標の実現状況を保護者や地域住民と連携して評価することです。したがって、学校評価を進めるに当たっては、まず学校の自己点検・自己評価が重要となります。

この自己点検・自己評価の客観性や妥当性を高めるためには、自己評価の結果を公表し、保護者や地域住民、学校評議員や第三者などの外部からの評価を受けることが必要となります。

外部評価は学校の自己評価の改善、自己評価の信頼性や妥当性の確保、ひいては学校教育の質の改善につながるものです。

●外部評価の効用

- ① 自己点検・自己評価の客観性や妥当性を高めることができる。
- ② 保護者や地域住民の学校教育への関心を高め、保護者や地域住民と学校が一体となって、学校教育への取組を推進することができる。

(3) 児童生徒

児童生徒が日々の学校生活や教員の学習指導をどのようにとらえているかを、アンケートや意識調査などにより知ることは、学校教育の改善に向けて参考になります。また、児童生徒に予め評価項目を設定した評価表に記入させるなどで学校評価を行わせることにより、児童生徒自身の学校生活や学習に対する姿勢を改善する効果もあります。

児童生徒による学校評価を実施するに当たっては、学校評価の目的が学校教育の改善にあることを十分に理解させておくことが必要です。

Q 6 児童生徒による授業評価は、教員が児童生徒に迎合したり、児童生徒への指導がしにくくなるなど、マイナス面もあるのではないですか。

【A 6】

教員には「分かりやすい授業」を行う「教えるプロ」として力量を高めるため、不断の研鑽を積むことが求められています。

日々の授業が児童生徒にとって本当に分かりやすく充実したものになっているかどうかを知るために、授業の主体者である児童生徒に直接意見を聞くことが大切です。その際、児童生徒による授業評価が授業改善を目的とするものであるという趣旨を、児童生徒に十分理解させることが大切です。

学校は、児童生徒による授業評価が指導方法の改善・充実に有意義に働くように、教員同士の授業評価を組み合わせたり、取組の意義や評価方法・時期等について、教員間の共通理解を十分図ったりすることが肝要です。

4 評価項目の重点化

学校の自主性・自律性を保ち、特色ある学校づくりに生かす評価を行うためには、教育委員会が示す共通項目に加え、各学校が自校の教育目標、学科や教育課程の特色を踏まえ、独自に評価項目を設定する必要があります。

その際、評価項目を多くすると、形式的な評価活動に陥るおそれがあるため、その年度の重点目標等を中心に据えて、評価項目の重点化を図ることが大切です。

5 目標等の数値化

教育活動の目標や成果の中には、数値化することになじまないものもあります。しかし、各学校が現状と課題を踏まえ、全教職員の共通理解の下に教育活動を具体的に展開するためには、目標や成果を適切に数値目標として設定し取組を進めることができます。

目標や成果の数値化に当たっては、数値のもつ意味を十分理解し、数値だけが独り歩きしないよう留意しながら、学校全体で設定することが必要です。

●目標等の数値化（例）

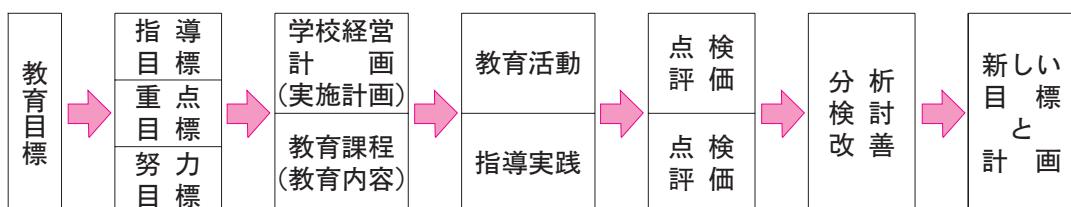
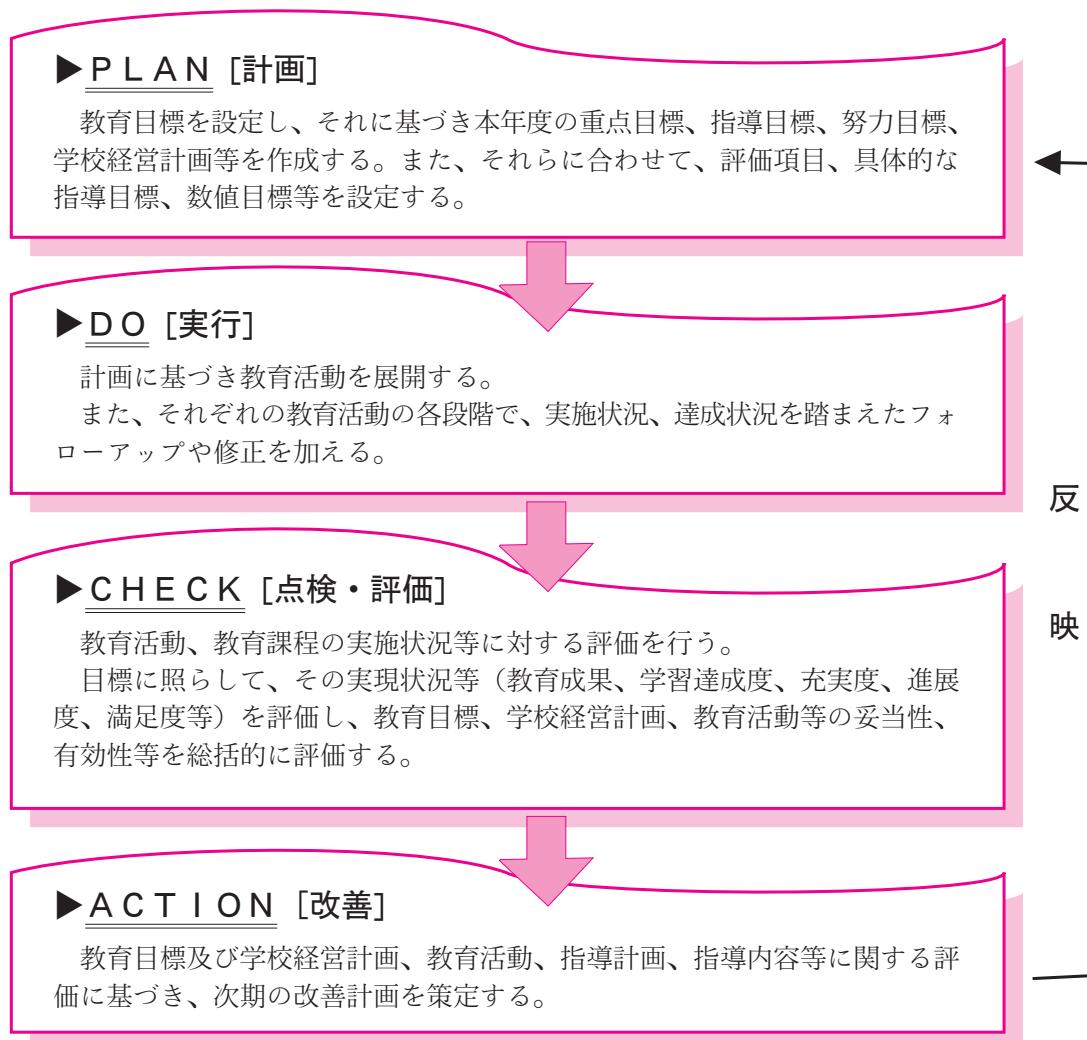
評価項目		数値化の具体例
1	学習指導等	公開・研究授業の実施回数
		検定等資格取得者数
		学校外の学修の単位認定者数
		授業振替率、自習時間数
		生徒の家庭学習時間数
		欠点保有者数
		図書貸出数
2	特別活動	部活動加入率
		地域行事への参加者数
		ボランティア活動参加者数
		地域清掃活動の実施回数
3	生徒指導・教育相談	遅刻者数・早退者数
		問題行動等の指導件数
		中途退学率
		教育相談件数
4	進路指導・キャリア教育	進路希望実現率
		就職内定率
		インターンシップ参加者数
5	保健・安全管理	保健室の利用者数
		大掃除の実施回数
		校内の安全点検活動の実施回数
6	教職員の研究・研修	校内研修会の実施回数
		校外での各種研修会への参加者数
7	家庭・地域社会・他校種・関係諸機関等との連携	育友会（PTA）総会の出席者数
		中学校への訪問回数
		中学生体験入学の参加者数
		体育大会・文化祭・学校開放週間等の参観者数
		ホームページの更新回数
		学校開放事業への参加者数
8	学校事務	使用する用紙量
		光熱水費

6 評価結果の活用

学校評価の目的を達成するためには、学校評価のシステム化を進めることが大切です。そのためには、P D C A サイクルを確立することが必要です。

P L A N(計画) – D O (実行) – C H E C K (点検・評価) – A C T I O N (改善) – P L A N(計画) というサイクルの中で、学校評価(C H E C K)を学校教育の改善(A C T I O N)へ具体的に反映させることがポイントとなります。

● P D C A サイクル



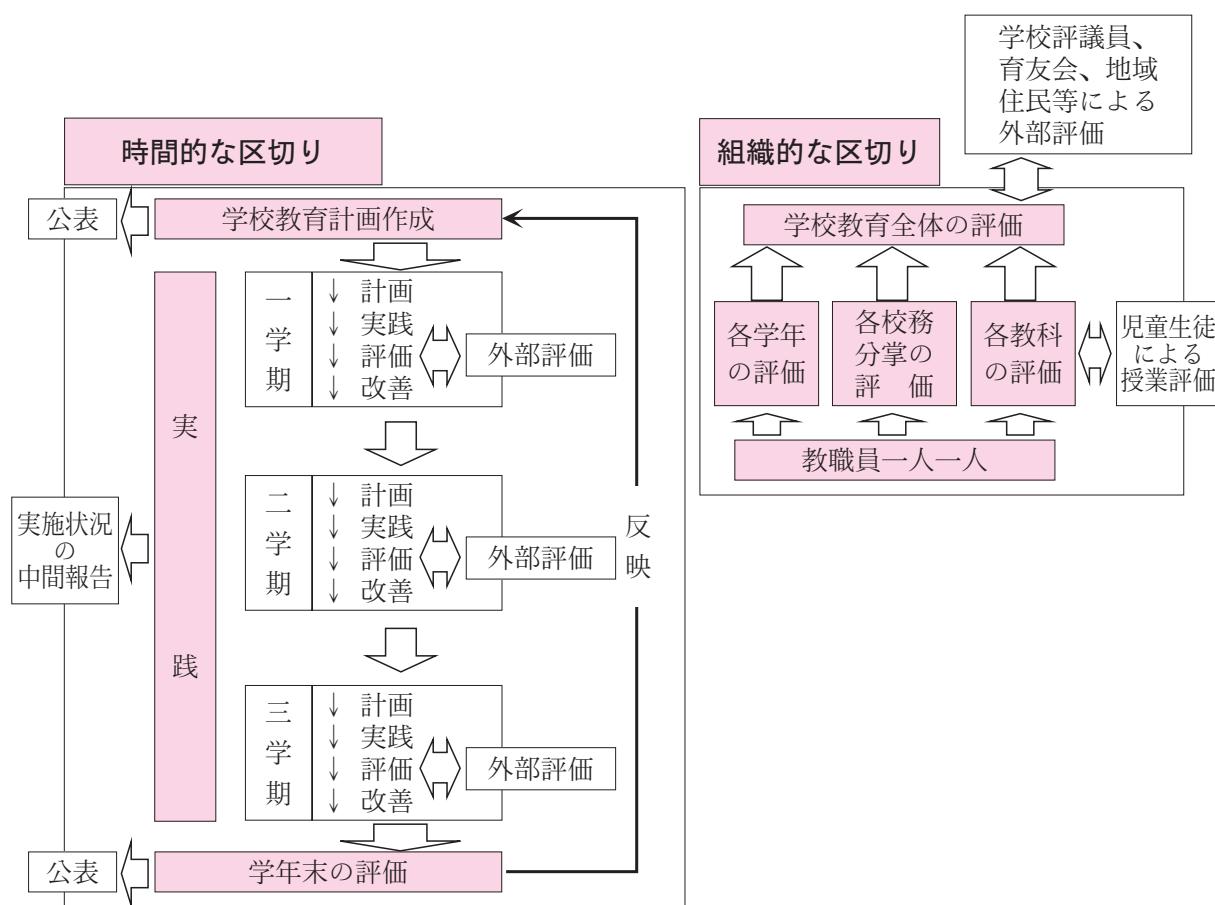
P D C A サイクルによる学校の教育活動の充実・改善は、これまででも特に行事の改善等の場面で行われてきたところですが、これからは、学校がその教育目標に照らし、どのような教育成果をあげているのかという実現状況の把握を中心にした評価・点検(C)し、その結果を計画(P)と実行(D)に具体的に反映させ、学校の教育活動全般に改善(A)を加えることが求められます。

7 学校の教育活動と学校評価の一体化

これまでの学校評価の問題点の一つとして、「学校評価が年度末の形式的な評価になって、学校の改善にまで生かせていない」ということが指摘されています。年度末に1回だけ行う評価は総括的な評価になりがちで、教職員の構成が新しくなる翌年度の学校教育活動の改善に、その評価結果を反映しにくいことがあります。

したがって、行事の終了後、学期末、学年末等という時間的な区切りごとに評価を行い、その評価を基にして、年度途中に教育活動の改善と充実を図れるようにすることが必要です。

また、学校の教育目標と各学年や分掌の目標などの組織的な区切りを組み合わせ、実際的で効果的な学校評価を行うことも大切です。



III 学校評価の公表について

さまざまな機会をとらえ、学校の教育活動に関して情報を提供するとともに、学校評価の内容についても積極的に公表しましょう。

1 情報提供の考え方

「開かれた学校」づくりを推進するためには、さまざまな機会をとらえて、学校の教育方針や児童生徒の活動の様子などを積極的に発信することが必要です。

外部へ発信する教育情報が少ないために、保護者や地域住民が学校の特色ある教育活動をあまり理解していないという場合もあります。

また、学校の良いところや児童生徒のがんばりを保護者や地域住民によく知ってもらうことで、保護者や地域住民の学校に対する見方・考え方方が変わります。

学校の目指すべき姿や教育目標などを、従来の校訓とは別に、親しみやすくアピールするようなキャッチ・フレーズにするなどの工夫をしながら、積極的に教育情報を外部に発信したいものです。

2 学校評価の公表について

学校評価のシステムを確立していくためには、学校から発信される教育情報の中に、学校評価に関する内容を含めることが必要です。

たとえば、年度当初にまず、学校の教育目標とそれを実現していくための教育計画並びに学校評価の計画を公表します。さらに年度末には、年度当初に設定した目標の実現状況に関する自己評価の結果を改めて公表します。また、年度途中に、教育活動の充実・改善状況を中間報告することも考えられます。

このように、P D C A サイクルに従って、教育活動とその評価結果、評価結果を反映させた改善状況について、適宜、公表していきます。

学校評価の内容を公表することは、それぞれの教育活動の成果や課題について保護者や地域住民に説明することになるとともに、学校に対する理解を深め、信頼や協力を得ることにつながります。

また、公開した情報を基に、学校教育の在り方や家庭、地域の役割について、より広範な意見を聴取することが可能となり、教育活動の更なる改善につなぐことができます。

(1) 公表の留意点

評価結果の情報提供に関しては、評価結果のうちどのような範囲を提供するのか、また、どのような人を対象に情報提供するのかを検討する必要があります。

評価結果の提供範囲については、保護者や地域住民のニーズに応える情報を選択するとともに、単に評価結果のみを提供するのではなく、今後の学校の教育方針や改善策など、学校評価における P D C A のプロセスの内容を併せて提供すると、より分かりやすい教育情報の提供ができます。

●公表の留意点

- ① 個人情報や人権について十分配慮する。
- ② 評価結果を分かりやすく整理するとともに、適宜、結果の分析と改善の見通しなどを示す。
- ③ 公表は、次年度の計画作成までに行い、必要に応じ、更に意見を聴取する。

(2) 公表の対象者

提供される評価結果の内容や地域の実情を踏まえて、公表先を検討することが大切です。公表先についてでは、次のような対象が考えられます。

●公表の対象（例）

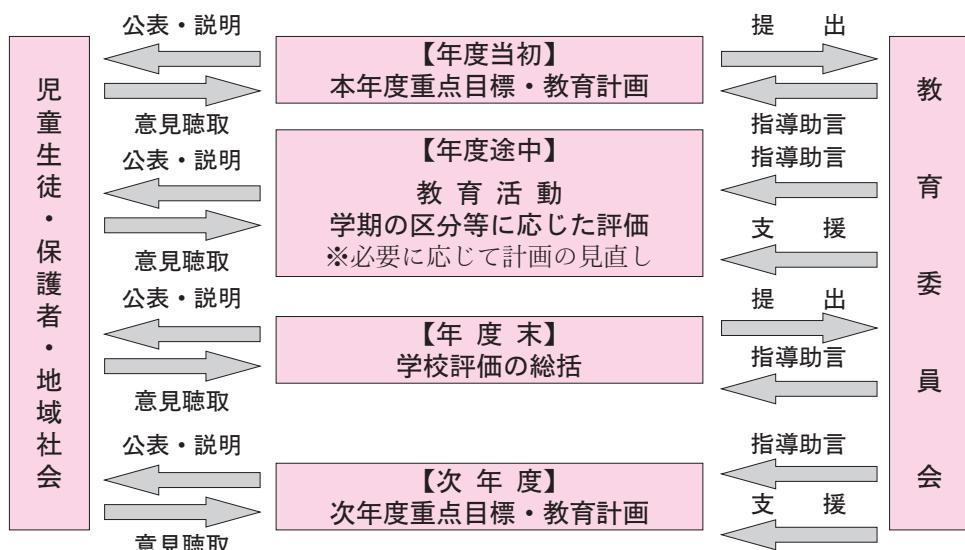
- 児童生徒 ○家庭（保護者） ○学校評議員
- 地域（地域住民、自治会・町内会等及びその関連団体、各種事業所 他）
- 関係機関（教育機関、社会教育・青少年教育施設、文化・スポーツ施設、児童福祉施設・警察等の機関、相談機関、保健所等）
- 専門家・専門機関（学校医、スクールカウンセラー、学校支援ボランティア等）
- 近隣の教育機関（保育所、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、障害児教育諸学校、大学等）

（3）公表の手段と機会

学校評価の評価者はもちろん、学校評議員、育友会（P T A）、同窓会、地域住民等に積極的に評価結果を提供するとともに、学校のホームページ、学校や育友会の広報紙を利用したり、育友会の総会及び理事会、学校評議員会等の機会を利用したりして公表することができます。

●公表の手段と機会（例）

- ① 学校のPRとして
 - ・学校だより、学年だより、広報紙等の配布
 - ・学校要覧の配布
 - ・学校ホームページの活用
 - ・育友会（P T A）広報紙、地域広報紙等への掲載
 - ・地域団体への説明（地域の子ども会や町内会等）
 - ・学校評議員、育友会（P T A）役員への説明
 - ・育友会総会、保護者懇談、地区懇談会での説明
- ② 情報開示として
 - ・各種計画、プラン等の公開
- ③ 保護者・住民参加型活動として
 - ・自由授業参観、給食試食会等
 - ・児童生徒集会、文化祭、体育大会等
 - ・授業への参加（ゲストティーチャー・ボランティア等）
 - ・その他の学校行事（避難訓練、集団下校等を含む）
- ④ 児童生徒、教職員参加型活動として
 - ・地域行事への参加を通して（地域運動会、美化活動、奉仕活動等）



IV 学校評価の進め方

教職員一人一人の意識改革が必要です。

1 共通理解

学校評価を実効あるものとするためには、「学校評価の基本的な考え方」について教職員の共通理解が欠かせません。

特に、学校評価の意義や必要性について共通理解し、教職員が担当する分掌や学習指導等を自己点検・自己評価することの大切さを理解していることが、学校評価を意味のあるものとする上で極めて重要です。

このため、校内研修等を行い、共通理解を図るとともに、外部の評価者に対しても学校評価の趣旨等を十分に説明していく必要があります。

- | | |
|------------------|--|
| 共
通
理
解 | <ul style="list-style-type: none">① 何のために行うのか。② 何を対象として行うのか。③ いつ実施するのか。④ だれが評価するのか。⑤ どのように評価するのか。⑥ 評価結果をどう活用するのか。 |
|------------------|--|

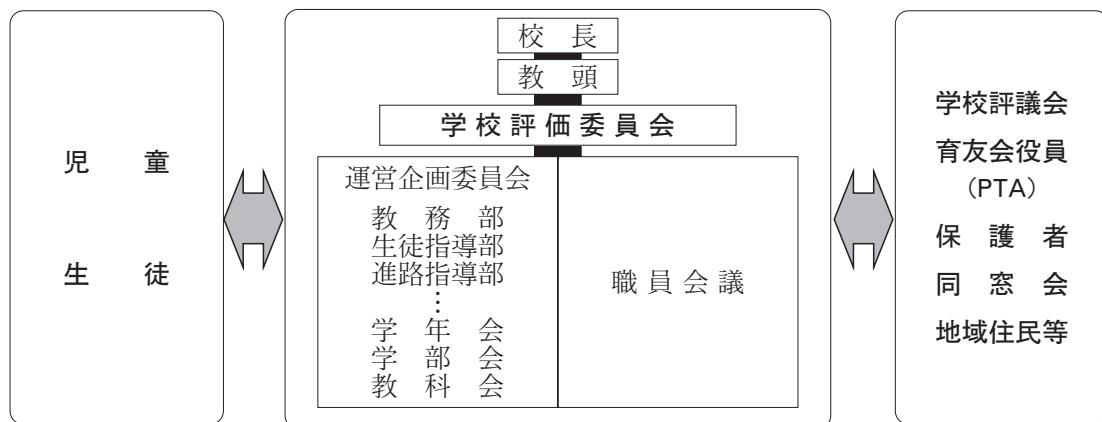
2 校内体制の確立

校内に校長の補助機関として「学校評価委員会」等をつくり、評価項目・評価規準の検討、評価結果の分析などを組織的・計画的な取組として、学校評価を進めることが大切です。

これまでの分掌等を活用することも考えられますが、特定の分掌などが学校評価委員会の中心となると、それにより評価項目がかたよってしまう可能性もあります。また、一人の仕事とせず、教務部長、学年主任、学部主事、事務職員等の幅広いメンバーで行う工夫が必要です。

また、学校評議員による検討なども考えられます。

●校内体制（例）



●学校評価委員会の任務

- | | |
|--|---|
| <ul style="list-style-type: none">① 評価項目の検討・評価表の作成③ 集計・結果分析・まとめ⑤ 評価結果に基づく改善事項の総括⑦ その他 | <ul style="list-style-type: none">② 評価の実施④ 評価に関する広報活動⑥ 調査記録、資料の収集・整理・保管 |
|--|---|

3 評価項目の設定

評価項目は学校独自に設定しましょう。

学校評価の前提となる学校全体の目標・計画は、教職員にとって分かりやすく、具体的な行動を導くものであることや、教職員個々の目標・計画につながるものであることが必要です。

(1) 評価項目設定上の留意点

評価項目を設定する上で、次のような事項を重視することが必要です。

- ① 学校の教育目標、育成したい児童生徒像
- ② その年度の重点目標
- ③ 学校の特色づくり
- ④ 児童生徒の能力・態度の変容等

(2) 対象項目等 (①～⑯は共通項目)

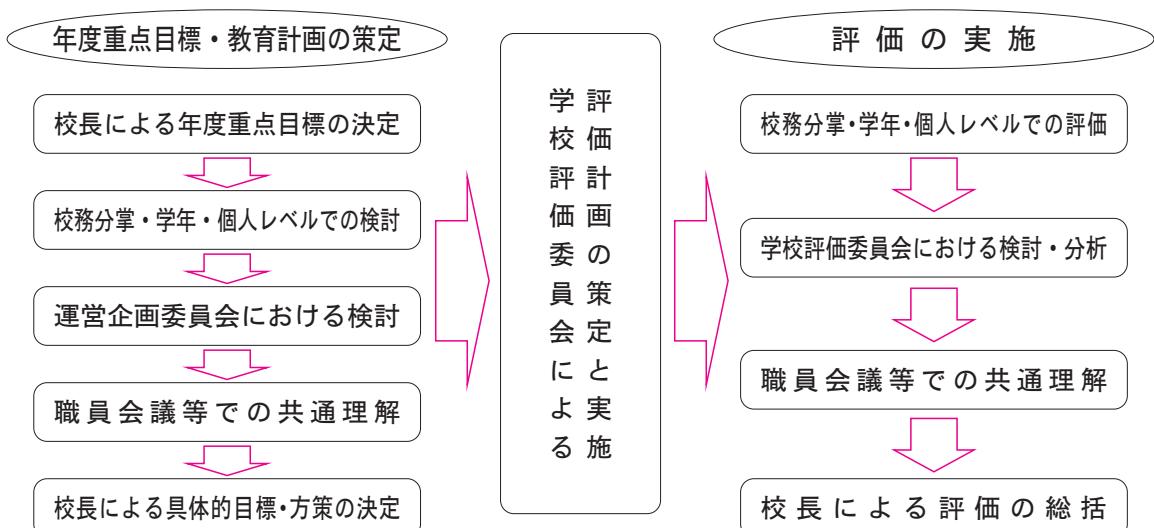
- ① 教育目標、重点目標
- ② 教職員の姿勢・意識
- ③ 組織運営・校務分掌
- ④ 学習指導等
- ⑤ 特別活動
- ⑥ 生徒指導・教育相談

- ⑦ 進路指導・キャリア教育
- ⑧ 人権教育の推進
- ⑨ 保健・安全管理
- ⑩ 教職員の研修
- ⑪ 施設・設備の管理

- ⑫ 学校事務
- ⑬ 家庭・地域社会・他校種・関係機関等との連携
- ⑭ 情報公開
- ⑮ その他、学校独自の項目など（必要に応じて）

評価項目の設定に当たっては、奈良県教育委員会が示す『学校教育の指導方針』を基盤にした共通項目以外に、必要に応じて学校独自の評価項目を設定して学校の自主性・自律性を確保し、特色ある学校づくりに対応した評価が行えるよう創意工夫する必要があります。

●年度重点目標・教育計画の策定と学校評価の手順



4 評価方法

(1) 評価表を活用した自己点検・自己評価

年度当初に「学校評価委員会」等を中心に決定した重点目標や評価項目に基づいて、教職員が評価を行い、それらを総括して学校の自己評価とします。

その際、設定した評価項目を「VI 学校評価表（様式）」に示すようないくつかの領域に分けて整理した「評価表」を作成し、それらを使って教職員1人1人が自らの教育活動について自己点検・自己評価を行ったり、学年・教科・校務分掌ごとに、関連性のある評価項目について評価したりするなど、様々な方法が考えられます。

また、評価が漠然とした感想レベルにとどまったり、主觀に流されて安易な評価に陥ったりすることがないよう、計画段階で予め具体的な評価の目安（判断基準）を設けておく必要があります。達成状況は、次のような4段階で評価することが適切です。

● 4段階の実現状況評価

- A …… 十分である（よくできた）
- B …… ほぼ十分である（できた）
- C …… あまり十分でない（あまりできなかった）
- D …… 改善を要する（できなかった）

4段階とすることで、3段階や5段階の場合のように、「普通」に評価が集中するのを避けることができます。

ただし、評価の際には、個人差が生じることも想定されますし、また、全教職員が一つ一つの項目を議論しながら評価していくことは困難です。したがって、評価項目や評価規準を定めるときに、学年や校務分掌などの組織ごとの会議で判断基準についても共通理解を得ておくことが大切です。

「学校評価委員会」等で、全教職員からのデータを基にして評価の総括を行った後、その結果を全教職員に周知し、その妥当性・合理性について意見を表明する場や機会を設けて、場合によっては、委員会での評価を吟味して再評価を行うことも必要です。

また、学校評価の全体が分かるよう、26・27ページに示したように、評価の「総括表」を作成することも必要です。

● 判断基準の設定例

具体的方策	判断基準の設定例	評価方法
○朝の読書を実施し、1人年間10冊以上の本を読ませる。	○10冊以上読書した児童生徒が7割に達していれば「B」とする	○児童生徒へのアンケート
○図書室に朝の読書用に推薦図書コーナーを設け、図書貸出数を増やす。	○図書貸出数が、昨年度より10%以上アップすれば「B」とする。	○貸出カード集計
○月1回ホームページを更新し、最新の情報を盛り込む。	○予定どおりホームページの更新ができれば、「B」とする。	○ホームページの更新記録
○保護者に親しまれる学校だとするため、魅力ある紙面づくりに努める。	○学校だよりに関心があると答えた保護者が7割に達していれば、「B」とする。	○保護者へのアンケート

(2) アンケート等の実施

児童生徒や保護者などの学校の教育活動に対する意識や満足度を把握する必要がある評価項目については、必要に応じてアンケートや意識調査等を実施することが考えられます。

さらに、地域住民へのアンケートや学校評議員会などの意見聴取などとともに、外部評価を併せて行うことにより、学校評価のためのより多面的なデータを得ることができます。

●アンケート実施上の留意点

- ① 重点目標や評価項目を踏まえて設問を決定するとともに、回答側に設問内容が明確に伝わるよう、問い合わせを工夫する。
- ② アンケートの内容に応じて、記名・無記名を適宜使い分ける。
- ③ アンケートに先立ち、日ごろから育友会（PTA）総会や保護者懇談、学校だよりやホームページなど、様々な機会を捉えて学校の教育活動について積極的に情報提供に努める。
- ④ 各学校の実態に即したものとして、内容や形式を工夫する。

5 年間評価計画の作成

学校評価の結果を教育活動の充実・改善に生かすために、年間を通して計画的に評価を実施することが大切です。そこで、評価の時期やポイント等を簡潔に示した評価計画を作成します。

学期の区分に応じて評価したり、年に複数回（たとえば、中間期と年度末など）評価期間を設定して行ったりすることが考えられます。

また、評価結果の公表についても、評価のまとめと連動させて、中間期と学年末に行うことで保護者や地域住民の願いや期待を反映した評価活動となります。

●評価計画（例）

	計画・実践・評価の取組	担当	情報提供、評価結果等の公表
4月	(前年度の学校評価の確認) 組織立ち上げ 本年度の重点目標等の提示 学校評価計画の検討と提示 ・評価項目の検討 ・各分掌、各学年、各教科からの提案の整理 ・自己評価と外部評価	校長、教頭 運営企画委員会 学校評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • 学校だより • 教育課程、本年度の重点についての説明会 • 学校のホームページ
5月	1学期の教育活動	各分掌、各学年、各教科	<ul style="list-style-type: none"> • 授業公開の実施
6月	各行事等の反省	全教職員 (児童生徒・保護者)	<ul style="list-style-type: none"> • 学校だより • 育友会報 • 保護者会
7月	1学期の評価の実施	学校評価委員会 (学校評議員会)	<ul style="list-style-type: none"> • ホームページの更新
夏期休業	評価結果の分析 2学期の改善計画 学校評価についての研修 ・評価項目の見直し	各分掌、各学年、各教科 全教職員 学校評価委員会	<ul style="list-style-type: none"> • (学校開放週間) 授業公開の実施等
9月	2学期の教育活動	各分掌、各学年、各教科	<ul style="list-style-type: none"> • 学校だより • 育友会報 • 保護者会
10月	各行事等の反省	全教職員 (児童生徒・保護者)	
11月	評価結果の分析	学校評価委員会 (学校評議員会)	
12月	2学期の評価の実施 評価結果の分析	各分掌、各学年、各教科 全教職員 学校評価委員会 (学校評議員会)	
1月	3学期の教育活動	各分掌、各学年、各教科	
2月	年度末の評価	各分掌、各学年、各教科 全教職員 (児童生徒・保護者)	<ul style="list-style-type: none"> • 学校だより • 育友会報 • 保護者会
3月	評価結果の分析・まとめ 来年度の学校改善に向けての提言	全教職員 学校評価委員会 (学校評議員会)	<ul style="list-style-type: none"> • ホームページの更新

V 評価項目

●留意事項

- ア 校長用・教職員用の評価項目は同一項目とし、その共通項目に加え、各学校が独自に設定すること。
- イ 評価が網羅的にならないよう、その年度の重点項目、努力項目を明確にしておくこと。
- ウ 外部評価及び児童生徒による評価の項目は、(例)を参考にして、各学校が作成すること。
また、評価表に直接記入する方法に加え、保護者や地域住民、児童生徒へのアンケートや意識調査等の形式により実施することもできる。
- エ 評価項目は、学校内外の状況の変化によって適宜見直しを行うこと。

1 校長・教職員用の評価項目（共通項目）

(1) 教育目標・重点目標

- a 本校の課題を明確にし、教育目標の具現化や重点目標の実現に向けた学校の経営方針が明示されているか。
- b 本校の教育目標や重点目標を全教職員が共通理解し、その実現に向けた取組を着実に前進させているか。
- c 本校の教育活動には、他の学校にない特色があるか。

(2) 教職員の姿勢・意識

- a 教職員一人一人が自覚をもって職務の遂行に当たり、学習指導や生徒指導等において積極的に児童生徒とかかわっていこうとしているか。
- b 学習指導要領の趣旨を理解し、教材研究や指導法の改善等の創意工夫に努めているか。
- c 保護者や地域住民の意見を聞き、その信頼や期待、願いに応えていこうと努力しているか。

(3) 組織運営・校務分掌

- a 本校の教育目標や重点目標を踏まえ、各分掌や学年（学部）における取組が組織的・計画的に行われているか。
- b 教職員が意欲的に取り組めるような校内人事や校務分掌の分担がなされているか。
- c 学年（学部）間や各分掌、教科間の連携は円滑に行われているか。

(4) 学習指導等

- a 本校の課題を明確にし、教育目標の具現化や重点目標の実現に向けた教科の指導方針が明示されているか。
- b それぞれの活動の目標や内容が明確に示され、共通理解の下に年間指導計画が作成されているか。
- c 児童生徒や学校の実態等を踏まえた、特色ある教育課程の編成がなされているか。
- d 児童生徒が興味・関心をもって主体的に学習するように探究的・問題解決的な学習を取り入れているか。
- e 公開授業や研究授業等により、指導方法や指導形態の工夫・改善に向けた取組が学校全体で行われているか。
- f 学年（学部）間や分掌、教科間の連携は円滑に行われているか。

(5) 特別活動（ホームルーム（学級）活動、生徒（児童）会、学校行事）

- a それぞれの活動の目標や内容が明確に示され、共通理解の下に年間指導計画が作成されているか。
- b 学校行事等において、児童生徒の実態や地域の特色などを生かした活動が展開されているか。
- c 児童生徒の主体的・自治的なホームルーム（学級）活動や児童生徒会活動などが行われているか。

(6) 生徒指導・教育相談

- a 児童生徒・学校・地域社会の実態を踏まえ、全教職員による組織的・計画的な取組が行われているか。
- b 児童生徒の人間的成长を促し、悩みや相談に真摯に応えていこうとする姿勢が確立されているか。
- c 生徒指導、教育相談等において、地域社会や関係諸機関と緊密な連携ができているか。

(7) 進路指導・キャリア教育

- a 人間としての在り方生き方の観点に立って、入学時から卒業後までを見通した組織的・計画的なキャリア教育が行われているか。
- b 単なる出口指導ではなく、児童生徒が自己の能力や適性を理解し、自己の将来に対する目的意識や望ましい職業観・勤労観を育成するようなガイダンス機能を充実させているか。
- c インターンシップ等、様々な体験的活動を円滑に行うことができるよう、家庭・地域・関係諸機関等と連携しているか。

(8) 人権教育の推進

- a 「人権教育推進プラン」(平成13年策定)にそって、児童生徒が自らの可能性を最大限に發揮するとともに、人権や人権侵害について問題解決の実践力を身に付けることができるよう、学校全体として計画的な取組がなされているか。
- b 児童生徒の実態や地域社会の実態を十分に把握し、全教職員の共通理解の下に、保護者の理解や協力を得ながら指導を進めているか。
- c 体罰やセクシュアル・ハラスメントの防止をはじめ、人権尊重の姿勢に基づいた取組が行われているか。

(9) 保健・安全管理

- a 学校や地域社会の実情を踏まえ、防災・防火等に関する、危機管理体制が整備され、計画的・実践的な避難訓練等が行われているか。
- b 薬物乱用や喫煙の防止、交通安全等に関する指導について、家庭・地域社会や関係諸機関と連携して取組を進めているか。
- c 学校への不審者の侵入防止及び侵入した際の児童生徒の犯罪被害防止に関する、校内監視や危機管理の体制が整備され、緊急対応ができるよう計画的・実践的な訓練等が行われているか。

(10) 教職員の研究・研修

- a 本校の様々な教育課題を踏まえ、日ごろの実践に役立つ現職教員への研修等が定期的に実施されているか。
- b 指導力の向上を図るために、同僚または第三者から授業を評価してもらえるよう授業公開の機会を設けているか。
- c 授業改善のために、児童生徒の意見を積極的に取り入れているか。
- d 教職員は、校内外の研修に意欲的に参加しているか。

(11) 施設・設備の管理

- a 施設・設備及び教材・教具等は有効に活用されているか。
- b 施設・設備及び教材・教具等の使用後の整理や保管、破損修理などは適切に行われているか。

(12) 学校事務

- a 予算の編成や執行は、学校の教育計画や経営方針に基づき適切に行われているか。
- b 教職員と事務職員との連絡・調整及び訪問者・電話への応対等が適切に行われているか。

(13) 家庭・地域社会・他校種・関係機関等との連携

- a 家庭・地域社会・他校種・関係諸機関等との連携に向けて、具体的な取組が行われているか。
- b 地域社会の人的・物的な資源を積極的に学校の教育活動の中で活用しているか。
- c 学校の教育資源を積極的に地域社会に提供しているか。

(14) 情報公開・文書管理

- a 情報公開や個人情報開示に即応できるよう、公文書の保管・管理が適切に行われているか。
- b 個人情報保護の趣旨に基づき、情報の集積・使用・管理が行われているか。
- c 情報公開や個人情報開示の趣旨、権利や義務について、教職員や児童生徒に周知できているか。

2 外部評価の評価項目（例）

- a 本校の目標や重点は分かりやすく示されていますか。
- b 本校の児童生徒は、明るく生き生きと学校生活を送っていますか。
- c 本校の教職員と情報交換したり、協議したりする機会がありますか。
- d 本校の日常の教育活動に、保護者や地域社会の意見が取り入れられていますか。
- e 本校の教職員は、互いに協力して日常の教育活動に当たっていますか。
- f 本校の教育活動には、他の学校にない特色がありますか。
- g 本校は、地域社会等の活動に対して協力的ですか。
- h 本校は、児童生徒に対して分かりやすく充実した授業を行っていますか。
- i 本校では、基本的な生活習慣や規範意識を身に付けるため適切な指導が行われていますか。
- j 本校では、児童生徒が将来社会人として生きていくための取組が十分に行われていますか。
- k 本校の学校行事等では、充実した体験活動などが行われていますか。
- l 本校では、生徒（児童）会活動や部活動に熱心に取り組んでいる児童生徒が多いですか。
- m 本校は、進路に関する情報提供に努めていますか。
- n 本校では、児童生徒の健康や安全に関する指導が適切に行われていますか。
- o 本校では、校舎、校庭、教室の環境美化や整理整頓ができていますか。

3 児童生徒による評価項目（例）

- a 本校の教育目標を知っていますか。
- b 本校での学校生活を楽しんでいますか。
- c 本校での学校生活は、充実していますか。
- d 本校での学校生活は、自分の将来にとって有益ですか。
- e 本校には、他の学校にはない特色がありますか。
- f 本校の教員は、児童生徒の話をよく聞きますか。
- g 本校の教員は、責任をもって、授業やその他の仕事に当たっていますか。
- h 本校の教員は、互いによく協力し合っていますか。
- i 本校では、分かりやすく、充実した授業が多いですか。
- j 本校では、教材や教え方に様々な工夫をしている教員が多いですか。
- k 本校は、自分の興味・関心、適性・進路に応じた選択科目が多いですか。
- l 本校のホームルーム活動（学級会活動）は、クラス全体で自主的に取り組み、活発に行われていますか。
- m 本校では学校行事等を通して、役に立つ様々な体験ができますか。
- n 本校では、生徒会活動（児童会活動）や部活動に積極的に取り組む児童生徒が多いですか。
- o 本校では、生活の規律（遅刻、無断欠席、服装など）を守ることについて適切な指導が行われていますか。
- p 本校は、将来の進路選択や人間としての在り方生き方について考える機会がたくさんありますか。
- q 本校は、進路について情報をよく知らせていますか。
- r 本校では、生命や人権の大切さ、社会について学ぶ機会が多いですか。
- s 本校では、環境、国際理解、福祉等の新しい課題について学習する機会がたくさんありますか。
- t 本校では、校舎、校庭、教室の環境美化や整理整頓ができていますか。

VI 学校評価表（様式）

（様式1） 校長用

① 教育目標、重点目標

A : 十分である	B : ほぼ十分である
C : あまり十分でない	D : 改善を要する

現状と課題（教育目標・本年度の重点目標）

	評価項目	評価				具体的な指導目標 (数値、指標等)
a	本校の課題を明確にし、教育目標の具現化や重点目標の実現に向けた学校の経営方針が明示されているか。	A	B	C	D	
b	本校の教育目標や重点目標を全教職員が共通理解し、その実現に向けた取組を着実に前進させているか。	A	B	C	D	
c	本校の教育活動には、他の学校にない特色があるか。	A	B	C	D	
d	(独自項目)	A	B	C	D	
e	(独自項目)	A	B	C	D	
• • •						

総合評価	評価			
				A B C D
次年度の主な課題				

(様式2) 教職員用

A : 十分である	B : ほぼ十分である
C : あまり十分でない	D : 改善を要する

① 教育目標、重点目標

	評価項目	評価			
a	本校の課題を明確にし、教育目標の具現化や重点目標の実現に向けた学校の経営方針が明示されているか。	A	B	C	D
b	本校の教育目標や重点目標を全教職員が共通理解し、その実現に向けた取組を着実に前進させているか。	A	B	C	D
c	本校の教育活動には、他の学校にない特色があるか。	A	B	C	D
	⋮				
	評価項目	A	B	C	D

② 教職員の姿勢・意識

	評価項目	評価			
a	教職員一人一人が自覚をもって職務の遂行に当たり、学習指導や生徒指導等において積極的に児童生徒とかかわっていこうとしているか。	A	B	C	D
b	学習指導要領の趣旨を理解し、教材研究や指導法の改善等の創意工夫に努めているか。	A	B	C	D
c	保護者や地域住民の意見を聞き、その信頼や期待、願いに応えていこうと努力しているか。	A	B	C	D
	⋮				

③ その他、学校独自の項目

	評価項目	評価				
	⋮	A	B	C	D	
	総合評価	評価				
	⋮	A	B	C	D	
次年度への課題						

(様式 3) 外部評価用

A : そう思う B : どちらかというとそう思う
C : どちらかというとそう思わない D : そう思わない

	評 値 項 目	評 値			
a		A	B	C	D
b		A	B	C	D
c		A	B	C	D
d		A	B	C	D
e		A	B	C	D
	⋮				

本校の教育活動に対して、御意見等があればお書きください。

(様式 4) 児童生徒用

A : そう思う B : どちらかというとそう思う
C : どちらかというとそう思わない D : そう思わない

	評 値 項 目	評 値			
a		A	B	C	D
b		A	B	C	D
c		A	B	C	D
d		A	B	C	D
e		A	B	C	D
	⋮				

学校の教育活動や先生方（あるいは自分たち）に対して、意見、要望、日ごろ感じていること等があれば書いてください。

VII 資料 学校評価をめぐる動き

【背景】

臨時教育審議会第三次答申（昭和 62 年）において、学校は地域社会の共有財産であるとの観点から、学校・家庭・地域社会の協力関係を確立するとともに開かれた学校経営に努めることが提言された。

また、中央教育審議会が、地方分権の観点から教育委員会と学校の関係の見直しを図り、学校裁量権の拡大とその経営責任の明確化について提言した。

地方自治体において、情報公開制度をはじめとする住民参加システムが今後一層進むとともにアカウンタビリティや実績（成果）主義の観点から、教育の分野において、保護者、地域住民に対して教育活動についての説明責任が求められることとなった。

平成 14 年 3 月には、これらの提言等を踏まえ、学校の自己点検・自己評価と情報の積極的な提供についての規定が「小学校・中学校・高等学校設置基準の一部を改正する省令」に設けられ、平成 14 年 4 月から施行された。

このような中、これからの中学校は、特色ある教育、特色ある学校づくりとともに、保護者や地域住民の信頼に応えることが求められている。教育活動においても、児童生徒の健全育成、望ましい勤労観・職業観の育成など、学校、家庭、地域社会が連携して取り組んでいくことが必要である。

【経緯】

① 臨時教育審議会第 3 次答申

昭和 62 年 4 月

学校・家庭・地域社会は、児童・生徒の立場を中心としてその責務と役割を果たすため、本来の機能の充実を図るとともに、有機的連携、相互協力に努力する必要がある。このため、学校は教育方針等について、保護者に積極的に説明するなど十分な情報の提供を行い、また、保護者や地域住民の意見を学校の運営に生かすように努めるなど保護者や地域住民に対してより開かれた学校経営を心がけなければならない。

② 中央教育審議会「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について（第一次答申）」学校・家庭・地域社会の連携

平成 8 年 7 月

（開かれた学校）

学校は、自らができるだけ開かれたものとし、かつ地域コミュニティにおけるその役割を適切に果たすため、保護者や地域の人々に、自らの考え方や教育活動の現状について率直に語るとともに、保護者や地域の人々、関係機関の意見を十分に聞くなどの努力を払う必要があると考える。

③ 中央教育審議会答申「今後の地方教育行政の在り方について」

平成 10 年 9 月

地域住民の学校運営への参画

学校が地域住民の信頼にこたえ、家庭や地域が連携協力して教育活動を開くためには、学校を開かれたものにするとともに、学校の経営責任を明らかにするための取組が必要である。このような観点から、学校の教育目標とそれに基づく具体的な教育計画、また、その実施状況についての自己評価を、それぞれ、保護者や地域住民に説明することが必要である。

具体的改善方策

（教育計画等の保護者、地域住民に対する説明）

各学校においては、教育目標や教育計画等を年度当初に保護者や地域住民に説明するとともに、その達成状況等に関する自己評価を実施し、保護者や地域住民に説明するように努めること。また、自己評価が適切に行われるよう、その方法等について研究を進めること。

④ 教育課程審議会「児童生徒の学習と教育課程の実施状況の評価の在り方について」

平成 12 年 12 月

教育課程の実施状況等から見た学校の自己点検・自己評価の推進

各学校が、適切な教育課程を編成・実施した上で、児童生徒の学習状況や教育課程の実施状況等について自己点検・自己評価を適切に行い、それに基づき、学校の教育課程や指導計画、指導方法等について絶えず見直しを行い改善を図ることは、学校の責務であり、極めて重要な課題である。各学校が自己点検・自己評価を行うことは、学校の自主性・自律性の確立と学校の経営責任の明確化にも資するものである。

各学校が、児童生徒の学習状況についての学校全体の状況を自己点検・自己評価することは、各学校の行った目標に準拠した評価の結果を点検・評価することになり、それを通じて各学校は、目標に準拠した評価の客観性を高めることが必要である。

⑤ 21世紀教育新生プラン

平成 13 年 1 月

「新しい時代に新しい学校づくりを」

[政策課題]

地域の信頼に応える学校づくりを進める。

○学校の評価制度の導入

[主要施策及びタイムスケジュール]

○各学校における自己評価システムの確立 → 各学校設置基準に自己評価に関する規定を整備

⑥ 高等学校設置基準の一部を改正する省令

平成 14 年 3 月

第 4 条 高等学校は、その教育水準の向上を図り、当該高等学校の目的を実現するため、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

2 前項の点検及び評価を行うに当たっては、同項の趣旨に即し適切な項目を設定して行うものとする。

第 4 条の 2 高等学校は、当該高等学校の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとする。

⑦ 小学校設置基準及び中学校設置基準の制定等について（通知）

平成 14 年 3 月

第 1 小学校設置基準及び中学校設置基準の制定について

2 設置基準の概要

(1) 自己評価等

① 小学校等は、その教育水準の向上を図り、当該小学校等の目的を実現するため、当該小学校等の教育活動その他の学校運営の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するよう努めるものとしたこと。

② ①の点検及び評価を行うに当たっては、適切な項目を設定して行うものとしたこと。

(3) 情報の積極的な提供

小学校等は、当該小学校等の教育活動その他の学校運営の状況について、保護者等に対して積極的に情報を提供するものとしたこと。

第 4 その他留意事項

2 盲学校、聾学校及び養護学校における自己評価及び情報の積極的な提供

小学校等について、学校の自己評価等及び情報の積極的な提供に関する規定が設けられたことを踏まえ、盲学校、聾学校及び養護学校においても、自己評価の実施及びその結果の公表並びに情報の積極的な提供に努めることが適當であること。

⑧ 平成 14 年度文部科学省の事業

信頼される学校づくり

学校の評価・公開の推進と管理運営の一層の改善

学校の評価システムの確立に関する調査研究

1 事業の概要

学校が、保護者や地域住民の信頼に応え、家庭や地域と連携して一体となって子どもの健やかな成長を図っていくため、学校運営や教育活動について、学校・地域の実情に応じた学校評価を行うための具体的な方策について調査研究を行い、学校の評価システムの確立に資する。

○学校の評価の在り方

- ・評価の方法、評価項目、評価基準等の在り方
- ・教職員以外の者の評価への参画の在り方
- ・評価結果の活用の在り方

⑨ 奈良県教育懇談会「教育改革のための中間提言」

平成 13 年 11 月

3. 学校の経営改善に向けて

＜教育目標及び教育計画の策定とその公表＞

○ 校長は、学校経営の責任を明確にするため、年度当初に 1 年間の学校の具体的な教育目標と、その実現に向けての具体的な計画を作成し、保護者や地域の人々に公表すること。

同時に、教員は、校長が作成する教育目標を受けて、年度当初に担当業務に関わる 1 年間の具体的な指導目標と、その実現に向けての具体的な計画を作成し、保護者や地域の人々に公表すること。

＜自己評価とその公表＞

○ 校長は、年度末に、年度当初に掲げた目標の達成度を客観的な資料に基づいて自己評価し、保護者や地域の人々に公表すること。

同時に、教員は、年度当初に掲げた目標の達成度を客観的な資料に基づいて自己評価し、保護者や地域の人々に公表すること。

＜外部評価＞

○ 学校が児童・生徒及び保護者のニーズに的確に応えるため、保護者及び地域社会等による外部評価システムを構築すること。並びに、自己点検・自己評価の客観性を検証するため専門家による学校経営の指導助言を行うシステムを検討すること。

＜地域連携＞

○ 外部評価の結果や学校評議員の意見を参考に、学校が教育活動の改善策を策定し、実施すること。

5. 県民から信頼される教員を目指して

＜授業の常時公開と子どもの評価（意見）の取り入れ＞

○ 第三者または同僚による授業の他者評価によって指導力を自己研鑽する観点から、授業は常時公開するものとすること。また、教育活動を自己点検するため、児童・生徒による評価（意見）を取り入れるシステムを導入すること。

⑩ 奈良県教育懇談会「教育改革のための討議の整理」

平成 15 年 2 月

3. 学校の経営改善に向けて

○ 校長は、学校経営の責任を明確にするために、年度当初に 1 年間の学校の具体的な教育目標と、その実現に向けての計画を保護者や地域の人々に公表すること。

○ 教員は、校長が作成する教育目標を受けて、年度当初に担当校務に関わる 1 年間の具体的な指導目標と、その実現に向けての計画を作成し、校長に報告すること。

- 校長は、年度末に、年度当初に掲げた目標の達成度を客観的な資料に基づいて自己評価し、保護者や地域の人々に公表すること。
- 教員は、年度末に、年度当初に掲げた目標の達成度を客観的な資料に基づいて自己評価し、校長に報告すること。
- 学校が子どもや保護者のニーズに的確に応えるため、保護者や地域社会等の外部から学校を評価する仕組みを構築すること。また、自己評価の客観性を検証するため、専門家による学校経営の指導助言を行う仕組みを検討すること。
- 学校は、外部からの評価や学校評議員の意見を参考に、教育活動の改善策を策定し、実施すること。

5 県民から信頼される教員を目指して

- 指導力の向上を図るために、同僚または第三者から授業を評価してもらうことができる授業公開の機会を増やすこと。また、指導の自己評価をするために、子どもの意見を取り入れるシステムを導入すること。

教育の改善に生かす学校評価

学校評価をめぐる動き

- 設置基準の制定・改正 平成14年3月
高等学校設置基準の一部を改正する省令
- 小学校設置基準及び中学校設置基準の制定等について（通知）
 - 自己点検・評価、結果の公表
 - 適切な評価項目の設定
 - 教育情報の積極的な提供
- 奈良県教育懇談会提言
 - 「教育改革のための中間提言」 平成13年11月
 - 「教育改革のための討議の整理」 平成15年2月
 - 教育目標及び教育計画の策定とその公表
 - 自己評価とその公表
 - 外部評価システムの構築
 - 地域連携
 - 授業の常時公開と子どもの評価（意見）の取り入れ
- 文部科学省指定研究 平成14～16年度
 - 「学校の評価システムの確立に関する調査研究」
 - 県立登美ヶ丘高校の指定研究 平成15～16年度

学校評価の必要性

- 1 特色・魅力・活力ある学校づくりのために
各学校は、社会の多様化に対応し、子どもの個性や可能性を伸ばし、「生きる力」を育成し、特色と魅力と活力ある学校づくりを推進するとともに自己点検・自己評価や外部評価を通じ教育活動の質的向上を図る。
- 2 学校の自主性・自律性の確立と経営責任の明確化を図るために
各学校は、子どもの学習状況や教育課程の実施状況等について、自己点検・自己評価や外部評価を通じ絶えず見直しを行い改善を図ることで、学校が経営責任を明確にする。
- 3 開かれた学校づくりのために
各学校は、地域社会と連携協力を図り、開かれた学校づくりを進めていくために、様々な情報を公開するとともに、保護者や地域社会の学校に対する意見や要望を聴取し、それらを学校経営に反映させる。

学校・家庭・地域社会との連携の下、学校経営を進め説明責任を果たす。

学校評価の進め方

- 1 教職員の共通理解を図り、校内の推進体制を確立する。
何のために、何を、いつ、だれが、どのように評価し、その評価結果をどう活用するのか、ということについて共通理解を図り、学校評価を実践していく校内の推進体制を確立する。その際、校長の補助機関として「学校評価委員会」等を設置し、推進体制の要とする。
- 2 評価項目を設定する。
評価項目の設定に当たっては、県教委で示した共通項目に加え、学校の教育目標、育成したい児童生徒像、当該年度の重点目標、学校の特色づくり、児童生徒の能力・態度の変容等を踏まえて、学校独自の項目を設定する。
その際、可能な限り、評価項目に照らして具体的な数値目標等を設定する。
- 3 年間の評価計画を作成する。
評価項目、評価時期、評価のポイント、評価結果の公表時期等を簡潔に示した評価計画を作成し、計画性のある評価活動を進める。
- 4 計画的な学校評価を通して、教育を改善する。
外部評価を積極的に取り入れて自己評価の客観性を高めるとともに、評価結果を教育の改善に生かし必要に応じて評価項目の見直しを行う。また、評価結果を公表し、説明責任を果たす。

学校評価の基本的な考え方

- ①学校評価の意義を十分に理解し、学校の教育活動の改善に役立つ評価とする。
- ②学校の特色や創意工夫、取組の重点にポイントを絞って、具体的な目標を設定する。
- ③保護者や地域住民の意見や期待を反映したり、学校評価の信頼性・客観性を確保したりできるよう、積極的に外部評価を取り入れる。
- ④評価の目標や対象、場面や方法等を明確にして、学校評価システムを確立する。
- ⑤自己点検・自己評価及び外部評価の結果や学校の様々な情報を公表する。

【資料】 学校評価 総括表（様式例） ※13 ページ参照

平成〇年度 ○○学校 学校評価 総括表

学 校 運 営 計 画 (4 月)			
学 校 運 営 方 針	全教職員のもてる力を結集し、基礎学力を充実させ、個々の生徒の進路目標に応じて、各年度で実現する方針		
昨 年 度 の 成 果 と 課 題	年 度 重 点 目 標		
生徒指導に関して、ややもすると生徒指導部をはじめ一部の教職員に任せきりにする傾向が見られたので、校内の生徒指導体制を整備するとともに、各種研修の充実を図り、教職員の実践的指導力を高めることが必要である。			全教職員による生徒指導体制を整備することにより、生徒の基本的生活習慣を確立する。 校内研修を充実させることにより、教職員の資質・能力の向上を図る。 教科指導力を高めるとともに、生徒の基礎学力の向上を図る。 啓発的進路学習を通じて生徒の進路意識を高め、進路希望の実現を図る。 部活動の一層の活性化を推進する。
評価項目	具 体 的 目 標	具 体 的 方 策	
生徒指導	家庭や地域の関係諸機関と連携を強め、教職員が共通理解の下に生徒指導を行う。	本校の生徒指導の現状や課題等を内容とする「生徒指導通信」を学期に1回発行する。 近隣の警察署員や町内会の役員、教育相談機関の職員等との生徒指導情報交換会を各学期に1回開催する。 全教職員の分担計画を作成し、毎朝の登校指導や定期的な校外指導を行う。 問題行動を起こした生徒に対して、学年を中心に組織的に継続的な指導を行う。	
	生徒の基本的生活習慣の確立を図るとともに、教育相談の充実を図る。	4月、9月、1月にそれぞれ1週間「挨拶週間」を設定し、挨拶の励行について重点的に指導する。 生徒に遅刻・欠席の事前連絡及び携帯電話に関する指導を徹底する。 教育相談機関の職員を招聘し、本校の生徒に関する事例研究研修会を2学期に行う。	
	研修、教務、教科、学年間の連携を強め、授業研修を充実させる。	研究授業を各学期毎に1回実施し、教科担任による検討会を綿密に行う。 保護者や中学校等に対する公開授業を実施する。 授業研修週間を設け、担当教科を越えた相互授業参観を実施する。	
	課題ごとに外部講師を招聘し、校内研修会を実施する。	教職員のセクハラ防止をテーマとして1学期に研修会を実施する。 指導主事を招聘して研修会を行い、生徒指導要録の記載方法及び生徒指導についての理解を深める。 教育評価のための評価能力の向上及び情報リテラシーの向上を目的として研修会を行う。	
	教職員の研修に対する意識の高揚に努める。	全教職員が3年間に1回校内研究紀要用に寄稿し成果を発表する。 年度末に初任者研修の課題研修及び個人研究の成果を発表する機会を設ける。 指定研究員の募集に1名以上応募する。	
学習指導	:	:	
特別活動	:	:	
進路指導	自己と社会のかかわりについて考察させる機会を増やすことにより、将来社会を支える気概を育成する。	職業に就いている卒業生を招き、講話・質疑応答を内容とする「ようこそ先輩」を開催する。 大学の教官を招聘した出張授業や講演会を各学期に1回実施する。 2年生を対象に地域の企業や官公庁を中心としたインターンシップを実施する。 総合的な学習の時間を活用し、「キャリアノート」を利用した計画的な進路指導を行う。	
	進路情報を充実させる。	「進路だより」を月1回発行する。 進路情報を充実させる。進路指導室のインターネットや閲覧用のCDの生徒利用者数をそれぞれ昨年度より10%増にする。	
部活動	体育系部活動への加入を促進し、生徒の体力増進を図る。	空手やスケートなどの個人種目を集めた総合運動部を新設し、加入率を45%にする。 有名スポーツ選手の講演会を開催し、スポーツへの関心を高める。 学区内中学校との合同練習会を各学期に1回実施する。	
	文化系部活動への関心を高め、文化部の活性化を図る。	文化祭が隔年開催で本年は実施されないため、2学期の授業日に文化部発表会を開催する。 生徒から部設立の要望の強かった茶華道部などの文化部を新設し、加入率を10%にする。	

			評価(3月)
た学力の伸長を図るとともに、素直で思いやりのある心豊かな生徒を育成する。			
具 体 的 目 標			
教職員の共通理解の推進、基本的生活習慣の確立と教育相談の充実			
授業研修の充実、外部講師招聘による課題別研修の実施、研修に対する教職員の意識の高揚			
生徒の授業評価の実施、自宅学習の定着、学習が遅れがちな生徒への個別指導			
社会を支える気概の育成、進路情報の充実			
体育系部活動の活性化、文化系部活動の活性化			
評 価 (3月)		次 年 度 の 主 な 課 題	
B	B	A	<ul style="list-style-type: none"> 本年度の成果を踏まえて積極的な生徒指導を展開するため、特別活動の充実を図ることが重要である。このため、たとえばボランティア活動への参加など、体験的な活動の導入について検討する。
C			
A	A	B	<ul style="list-style-type: none"> 研修内容を更に深めるために、講義を聞くだけの研修から参加型の研修へと転換するための具体的方策を検討する。
B			
B	B	B	<ul style="list-style-type: none"> 生徒がインターンシップに更に積極的に取り組むよう、事前指導を工夫するとともに、インターンシップを単位認定する方策を検討する必要がある。
A			
C	C	B	<ul style="list-style-type: none"> 講師の急な都合で講演会が実施できなかった。複数の講師候補者を予め考えておく必要がある。
D			
A	A	B	<ul style="list-style-type: none"> 文化部の活動内容や文化部発表会の発表内容の見直しが必要である。
A			

「学校評価システム調査研究会議」委員名簿

【平成 15 年度】

●委 員

九州大学大学院教授	八尾坂 修
奈良教育大学助教授	小 柳 和喜雄
奈良工業会副会長	中 川 久 明
奈良県高等学校 P T A 協議会理事	松 野 里 佳
県立二階堂高等学校校長	尾 来 孝 志
県立奈良商業高等学校校長	井 岡 旦
県立登美ヶ丘高等学校校長	町 田 健 一
県立西の京養護学校校長	河 合 淳 伍
県立大宇陀高等学校教頭	山 崎 淑 美
県立五條高等学校教諭	堀 田 政 克

【平成 16 年度】

●委 員

九州大学大学院教授	八尾坂 修
奈良教育大学助教授	小 柳 和喜雄
奈良工業会副会長	中 川 久 明
奈良県高等学校 P T A 協議会理事	村 田 信 男
県立橿原高等学校校長	川 田 政 弘
県立香芝高等学校校長	角 谷 輝 男
県立登美ヶ丘高等学校校長	町 田 健 一
県立西の京養護学校校長	河 合 淳 伍
県立大宇陀高等学校教頭	山 崎 淑 美

●事務局

奈良県教育委員会事務局学校教育課長	山 本 吉 延
奈良県教育委員会事務局学校教育課主幹	辻 寛 司
県立教育研究所教育経営部学校経営係長	梅 野 満 雄
奈良県教育委員会事務局学校教育課障害児教育係長	上 野 玲 子
奈良県教育委員会事務局学校教育課高校教育係長	佐 藤 雅 之
奈良県教育委員会事務局学校教育課高校教育係指導主事	山 本 博 通

●事務局

奈良県教育委員会事務局学校教育課長	山 本 吉 延
奈良県教育委員会事務局学校教育課主幹	川 合 秀 和
県立教育研究所教育経営部学校経営係長	梅 野 満 雄
奈良県教育委員会事務局学校教育課学事係長	佐 藤 雅 之
奈良県教育委員会事務局学校教育課義務教育係長	山 田 均
奈良県教育委員会事務局学校教育課障害児教育係長	山 本 敏 久
奈良県教育委員会事務局学校教育課高校教育係長	中 谷 親 央
奈良県教育委員会事務局学校教育課高校教育係指導主事	山 本 博 通
奈良県教育委員会事務局学校教育課高校教育係指導主事	上 田 裕 康